

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 34 号

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（令和2年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高度処理の項を次のように改める。

高度処理	交通安全教育指導業務	1	8	18
	自立支援員（こども家庭課）、消費生活相談員、女性相談員、ファミリーサポート事業、退院促進員、就労支援員、面接相談員、生涯学習指導員（学習センター）、心理士、IT関連業務（広聴広報課）、除染情報相談員、地域計画策定推進コーディネーター	1	15	25

教育委員会指導員、教育委員会相談員、市史編さん業務、医療相談員（保健総務課）	1	23	33
ふくしまスカイパーク施設運営員	1	19	29
ふくしまスカイパーク施設管理員	1	22	32
子ども家庭支援員（こども家庭課）、虐待対応専門員（こども家庭課）	1	23	33
心理担当支援員（こども家庭課）	1	27	37
生涯学習指導員（本庁）	1	41	51
除染技術員・鳥獣被害対策員	1	68	78

別表第2 こども発達支援センター所長（医師）の項を削り、同表こども発達支援センター副所長（医師）の項中「こども発達支援センター副所長（医師）」を「こども発達支援センター医師」に改め、同表に次の1項を加える。

日本語指導コーディネーター	38時45分に満たない範囲内で任命権者が定める時間	時間額 2,600円
---------------	---------------------------	------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表に1項を加える改正規定を除く。）は、令和6年4月1日から施行する。